

別記3

農山漁村発イノベーション静岡県サポートセンター 専門家選定要領 (農山漁村発イノベーション静岡県サポートセンター設置・運営要領第6関係)

第1 趣旨

農山漁村発イノベーション静岡県サポートセンター設置・運営要領（以下、「県要領」という。）第6の規定に基づき、「農山漁村発イノベーション静岡県サポートセンター」における専門家の選定に関する詳細事項を次のとおり定める。

第2 選定の基準

農山漁村発イノベーションに取り組む事業者が直面する課題の解決に資する専門的な知識及び経験を有する者を選定するため、農山漁村発イノベーション静岡県サポートセンター本部（以下、「本部」という。）が設置する地域支援検証委員会（以下「地域委員会（本部）」という。）において、フードチェーン全般の基礎知識を有し、以下の専門分野において経験要件を満たしている者を選定する。

(専門分野)

経営分析・診断、経営企画、労務管理、資金計画、販売管理、販路開拓、マーケティング、商品企画、生産管理、食品衛生、IT関連、知的財産権、デザイン、会社設立、調理指導、観光企画、地域づくり、人材育成、その他農山漁村発イノベーションに関連する分野

(経験要件)

以下のいずれかの要件を満たすこと

- 1 上記の専門分野に関する実務経験が10年以上
- 2 公的資格を有し、かつ、実務経験が5年以上
- 3 技能等に関する指導、教育機関に所属し、指導・教育・研究経験が5年以上
- 4 過去、サポートセンターにおいて専門家としての活動実績があり評価が良好
- 5 上記の者と同等以上の技能及び経験等を有すると認められる

第3 選定方法

本部が行う公募に対し申込みがあった者、支部から推薦された者及び本部が専門家として必要であると判断した者のうち、第2の要件を満たす者について、本部において書類審査及び面接を実施し、地域委員会（本部）において選定する。